民事保全申立費用等一覧（当事者各1名の場合）

【令和5年10月1日】

	申立印紙	切　手		登録免許税 （収入印紙）	目　録					備　考
					当事者	請求債権	物件	仮差押債権	権利者義務者	
不動産仮差押	2,000	債権者が遠隔地のとき（送達する）は +1204	1204×1 、 564×1 、 ※574×1	請求債権額×4/1000	1	1	1		1	
債権仮差押			1204×1 、 1250×1 （陳述催告＋564）	不　要	1	1		1		
動産仮差押 不動産占有移転禁止			1204×1 同時送達のとき不要		1	1	1			
不動産処分禁止			1204×1 、 564×1 、 ※574×1	物の価格×4/1000	1		1		1	
保全取下 不動産	不要		564×1 、 574×1 、 84×1 （取下書2通。取下書副本が4枚以上の場合は84円→94円）	1筆につき1000円、1法務局20筆以上は定額2万円			1		1	不動産全部事項証明書
保全取下 債　権			84×2 （取下書3通。取下書副本が4枚以上の場合は84円→94円）	不　要	目録の作成は算用数字で作成してください。（権利者・義務者　含む）					
保全取下 動　産			84×1 （取下書2通。取下書副本が4枚以上の場合は84円→94円）							執行官にも取下書　提出
担保取消勝訴 判決確定		債権者が遠隔地のときは返送料必要。なお，却下の際は特送する。	1194×1							
担保取消 同　意			84×1 即時抗告権放棄がない場合は1194円							
担保取消 権利行使催告			1194×2							保全執行取下書
起訴命令			1194×（申立人数＋被申立人数）							
仮地位仮処分 （要審尋事件）	2,000	500×4 、100×7 、50×3 、10×4			1		1			

★※の郵券については、嘱託先の法務局によって金額が異なるため、各裁判所にお問合せください。
★債権者1名、債務者1名、第三債務者1名の場合
★登録免許税の計算方法→請求債権額、物の価格の百の位以下を切り捨てて、4/1000をかけ、十の位以下を切り捨てる。
★当事者が複数の場合、物件所在地の登記所（法務局）複数の場合は、係にお尋ねください。
★当事者につき、住所、代表者等の変更がある場合には、住民票・商業登記簿謄本を提出してください。
★決定から5年以上経過しているものについては、記録が廃棄されているため、決定正本の写し、印鑑証明書（本人申立の場合）、または委任状（弁護士申立の場合）と住民票または戸籍の附票（本人申立の場合）、資格証明書（法人の場合）を提出してください。